4

(三)　外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、特定金融機関等の範囲についての細目を定めるとともに、非課税の対象となる振替国債に係る債券現先取引の要件及び当該債券現先取引から生ずる差益等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の二及び第三九条の三三の三関係）

資産課税

(一)　特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等について、その対象となる特定株式等に係る法人の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の二の三関係）

(二)　山林に係る相続税の納税猶予制度について、災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、経営の規模の拡大に係る期限を当初認定起算日等から一五年（改正前一〇年）を経過する日まで延長することとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七の四関係）

(三)　非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八～第四〇条の八の三関係）

(1)　被災した認定贈与承継会社等に係る要件緩和の特例について、その対象となる会社の範囲等を定める。

(2)　納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時等の常時使用従業員数に一〇〇分の八〇を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（改正前切り上げる）。ただし、相続開始時等の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。

(四)　医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例について、厚生労働大臣認定が取り消された場合における納付すべき贈与税額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八の九関係）

(五)　特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、特例事業等における特定建築物の要件に一定の耐震基準を満たすことを加えることとした。（租税特別措置法施行令第四三条の三関係）

(六)　自然災害の被災者等が新築等をした建物等に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる被災者の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四四条の二関係）

(七)　自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税について、その対象となる土地の面積の上限を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四四条の三関係）

(八)　自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五二条関係）

(九)　特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、その対象となる公的貸付機関等及び金融機関並びに特別貸付けの範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五二条の三関係）

5

消費課税

(一)　被災事業者が提出した消費税の簡易課税制度選択適用届出書等に係る課税期間につき、その提出前に仮決算による中間申告書が提出されている場合における当該中間申告書の記載事項の特例を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四六条の三関係）

(二)　輸出酒類販売場で販売する免税酒類の範囲、免税販売の方法及び輸出酒類販売場の許可手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四六条の八の二～第四六条の八の五関係）

(三)　苛性ソーダの製造業者等が特定の石油製品等を発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供した場合の石油石炭税の還付手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四八条の七関係）

(四)　被災自動車に係る自動車重量税の還付手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五一条の五関係）

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三八三号）の一部改正関係

法人税法の一部改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける法人税法等の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第八条関係）

三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二四年政令第一〇五号）の一部改正関係

法人税法の一部改正に伴い、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける法人税法等の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一二条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（財務省）

1　避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域となる区域等における本制度の適用を受けることができる期間の細目を定めることとした。（第一二条の二の三、第一七条の二の三及び第二二条の二の三関係）

2　避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更等により、新たに認定特定復興再生拠点区域となる区域における福島県知事の確認を受ける期間及び避難解除区域等に該当しないこととなる場合の本制度の適用を受けることができる期間の細目を定めることとした。（第一二条の三の三、第一七条の三の三及び第二二条の三の三関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（防衛省）

1　再編交付金の交付終了年度について、「法附則第二条第二項に規定する再編実施基準日から起算して五年を経過する日（当該経過する日が平成二九年三月三一日以前である場合には、同日）又は平成四四年三月三一日のいずれか早い日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度」と改めることとした。（第四条第一項関係）

2　株式会社国際協力銀行の業務の特例に関する規定を廃止することとした。（第三章関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　平成三〇年度以後の各年度分の外国税額控除における控除限度額を、所得割の標準税率の割合に合わせて改めることとした。（第七条の一九及び第四八条の九の二関係）